

国 水 下 第 65 号
令和 7 年 4 月 1 日

都 道 府 県 下 水 道 担 当 部 長 殿
政 令 指 定 都 市 下 水 道 担 当 局 長 殿
(以上地方整備局等下水道事業担当部長等経由)

独立行政法人 都市再生機構担当部長 殿
地方共同法人 日本下水道事業団事業統括部長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道事業課長

社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について

国土交通省においては、下水道事業のさらなる効率化に向け、コンセッション方式をはじめとする PPP/PFI 手法の活用や汚水処理施設の広域化を推進しているところである。これらの取組を一層推進するため、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金（以下「社会資本整備総合交付金等」という。）の交付にあたっては、令和 7 年 3 月 31 日付け国官会第 25830 号国土交通事務次官通知による社会資本整備総合交付金交付要綱の改正に伴い、改めて以下のとおり取り扱うこととした。なお、令和 6 年 3 月 29 日付け国水下事第 51 号下水道事業課長通知は廃止する。

- ① 下水処理場における施設改築を行うにあたっては、予めコンセッション方式の導入に係る検討を了している又は検討スケジュールを明確にしていることを、下記 1. のとおり交付要件とする。
- ② 下水処理場における施設改築を行うにあたっては、予め施設統廃合に係る検討を了していることを、下記 2. のとおり交付要件とする。
- ③ 汚泥有効利用施設の新設を行うにあたっては、原則として PPP/PFI 手法（コンセッション、PFI、DBO、DB 等を言う。以下同様。）を導入することを、下記 3. のとおり交付要件とする。
- ④ 人口 3 万人以上の地方公共団体については、令和 2 年度以降の予算・決算について、公営企業会計に基づくものに移行していることを、下記 5. のとおり令和 3 年度以降の交

付要件とする。また、人口 3 万人未満の地方公共団体については、令和 6 年度以降の予算・決算について、公営企業会計に基づくものに移行していることを、下記 5. のとおり令和 7 年度以降の交付要件とする。

- ⑤ 公営企業会計を導入済みの地方公共団体について、令和 2 年度以降、少なくとも 5 年に 1 回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップを策定し、国土交通省へ提出するとともに、検証結果を公表していることを、下記 6. のとおり令和 7 年度以降の交付要件とする。
- ⑥ 下水道革新的技術実証事業（B-DASH プロジェクト）における実証技術の導入が可能な施設の新設・増設・改築を行うにあたっては、予め実証技術の導入に係る検討を了していることを、下記 7. のとおり交付要件とする。
- ⑦ 人口 10 万人以上の地方公共団体等が、下水道整備事業（改築を含む）を実施する場合は、PPP/PFI の導入に関する民間提案に対する受付窓口を明確にし、国庫補助を受けて事業に着手する前に事業の実施見通しを公表すること。その上で、補助対象事業費の合計が 10 億円以上と見込まれる民間提案を受領した場合には、その適切性を検討の上、適切な提案は採用すること。一方、適切でないと判断した場合は検討結果を国土交通省に提出し、国土交通省による検証を経ていることを、下記 8. のとおり交付要件とする。

都道府県におかれては、貴管内の市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、周知徹底方願います。

記

1. 下水処理場における施設改築にあたってのコンセッション方式導入検討要件

(1) 対象地方公共団体

人口 20 万人以上の地方公共団体。

(2) 対象事業

社会資本整備総合交付金等を活用して実施する下水処理場における施設（令和 4 年 4 月 1 日付け国水事第 67 号国土交通省下水道事業課長通知「下水道施設の改築について」の別表に定める「中分類」以上の施設に限る。）の改築であって、当該施設の整備に際し実施する工事契約 1 件あたりの概算事業費が 10 億円以上と見込まれる事業。（ただし、平成 29 年 3 月 31 日時点で詳細設計に着手しているものを除く。）

(3) コンセッション方式導入検討の方法

「下水道事業における PPP/PFI 手法導入優先的検討規程作成のためのガイドライン」（平成 29 年 1 月国土交通省下水道部）もしくは「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」（平成 27 年 12 月 15 日民間資金等活用事業推進会議決定）に基づき、各地方公共団体が定める優先的検討規程等による「簡易な検討」を行うことを基本とし、その検討単位としては、処理場単位、処理区単位などが考えられ、各地方公共団体の実情に合わせて適当な範囲で検討を行うこと。また、検討結果については、事業主体が策定する全体計画、中期ビジョン等の中長期計画、事業計画の策定または改定を行う場合には、それと併せて内容の点検・見直しを実施するなど、常にその内容が適当なものであるよう努めること。

(4) 国土交通省への報告

(1) に該当の地方公共団体が (2) に記載の事業についての詳細設計に着手する場合は、コンセッション方式導入の検討結果又はコンセッション方式の導入検討スケジュールについて、着手前年度の 3 月末日までに別添様式 1 により国土交通省まで報告されたい。

(5) その他

これによりがたい場合は、国土交通省下水道事業課まで相談されたい。

2. 下水処理場における施設改築にあたっての施設統廃合検討要件

(1) 対象地方公共団体

全ての地方公共団体。

(2) 対象事業

社会資本整備総合交付金等を活用して実施する下水処理場における施設（平成 28 年 4 月 1 日付け国水下事第 109 号国土交通省下水道事業課長通知「下水道施設の改築について」の別表に定める「中分類」以上の施設に限る。）の改築であって当該施設の整備に際し実施する工事契約 1 件あたりの概算事業費が 10 億円以上と見込まれる事業。（ただし、平成 29 年 3 月 31 日時点で詳細設計に着手しているものを除く。）

ただし、平成 26 年 1 月 30 日付け国水下事第 50 号国土交通省下水道事業課長等通知「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しについて」に基づく都道府県構想及びアクションプランの見直しが完了している地方公共団体については、“工事契約 1 件あたりの概算事業費が 10 億円以上と見込まれる事業”を“改築事業（簡易な改築事業を除く）”とする。なお、簡易な改築事業とは「工事契約 1 件あたりの概算事業費が 3 億円以下と見込まれる事業」とする。

(3) 処理施設の統廃合に係る検討の方法

「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」（平成 26 年 1 月国土交通省、農林水産省、環境省）（以下「都道府県構想マニュアル」）を踏まえ、当該処理場を廃止し、近接する当該同一市町村内の処理場との統合もしくは流域下水道への接続をする場合について、社会情勢を適切に踏まえつつ、経済性比較等による検討を行うこと。

なお、検討にあたっては「都道府県構想マニュアル」に記載の「4-6 集合処理区域（既整備区域等含む）同士の接続検討」等を参考にされたい。

(4) 国土交通省への報告

(1) に該当の地方公共団体が (2) に記載の事業についての詳細設計に着手する場合は、当該処理場の統廃合の検討結果について、着手前年度の 3 月末日までに別添様式 2 により国土交通省まで報告されたい。

(5) その他

これによりがたい場合は、国土交通省下水道事業課まで相談されたい。

3. 汚泥有効利用施設の新設にあたっての PPP/PFI 手法の導入原則化

(1) 対象地方公共団体

人口 20 万人以上の地方公共団体。

(2) 対象事業

汚泥有効利用施設（消化ガス発電施設、固形燃料化施設、肥料化施設、リン回収施設、汚泥焼却廃熱利用施設、建設資材化施設等）の新設であって、当該施設の整備に際し実施する工事契約 1 件あたりの概算事業費が 10 億円以上と見込まれる事業。（ただし、平成 29 年 3 月 31 日時点で詳細設計に着手しているものを除く。）

(3) その他

これによりがたい場合は、国土交通省下水道事業課まで相談されたい。

＜参考＞コンセッション・統廃合に係る検討と報告の時期について

年度	検討・報告時期
○年度以前	<u>コンセッション・統廃合の検討</u> (事業計画、中期ビジョン策定・改定時等)
○年度	改築基本設計 <u>コンセッション・統廃合の検討</u> (以前の検討結果を活用可能)
○年度末	検討結果の報告
○+1 年度	改築詳細設計
○+2 年度	改築工事

4. 公営企業会計適用に係る要件

(1) 対象地方公共団体

全ての地方公共団体。

(2) 公営企業会計の適用

人口 3 万人以上の地方公共団体については、令和 2 年度以降の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していること、人口 3 万人未満の地方公共団体（既に廃止が決定している等、将来にわたる継続を見込まない事業や、災害対応その他の理由により、期間内の移行が著しく困難な地方公共団体を除く。）については、令和 6 年度以降の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していること。

5. 使用料改定の必要性の検討に係る要件

(1) 対象地方公共団体

全ての地方公共団体。

(2) 使用料改定の必要性の検討方法

令和 2 年度の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行している団体（災害対応その他の理由により、期間内の対応が著しく困難な地方公共団体を除く。）については、令和 2 年度以降、少なくとも 5 年に 1 回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行うとともに、検証結果を踏まえ、経費回収率の向上に向けたロードマップ（概ね 10 年程度での段階的な使用料適正化や経営改善等の具体的取組、実施予定時期及び業績指標を記載（有識者等の意見を聴いて策定されたもの））を経営戦略に記載すること。

また、令和 2 年度の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していない団体（災害対応その他の理由により、期間内の対応が著しく困難な地方公共団体を除く。）については、公営企業会計に基づく予算・決算に移行した年度以降、少なくとも 5 年に 1 回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行うとともに、検証結果を踏まえ、経費回収率の向上に向けたロードマップを経営戦略に記載すること。

(3) 国土交通省への報告及び公表

(2) に従いロードマップが記載された経営戦略を国土交通省へ提出するとともに、ホームページ等において公表すること。

6. 下水道施設における新設・増設・改築にあたっての新技术導入検討要件

(1) 対象地方公共団体

全ての地方公共団体。

（２）対象事業

社会資本整備総合交付金等を活用して実施する下水道施設の新設、増設及び改築であつて、当該施設の整備に際し実施する工事契約１件あたりの概算事業費が原則３億円以上と見込まれる事業。（ただし、令和２年３月３１日時点で詳細設計に着手しているものを除く。）

（３）新技術導入検討の方法

下水道施設における新設、増設又は改築事業において、経済性、維持管理性、機能性等の観点から下水道革新的技術実証事業（B-DASH プロジェクト）の実証技術の導入が可能な場合は、当該技術の導入検討を行うこと。

なお、検討にあたっては B-DASH 実証技術適用表（国土交通省下水道部）及び B-DASH プロジェクト導入ガイドライン（国土技術政策総合研究所）を参考にされたい。

（４）国土交通省への報告

（１）に該当の地方公共団体が（２）に記載の事業についての建設工事に着手する場合は、新技術等導入の検討結果について、着手前年度の３月末日までに別添様式３により国土交通省まで報告されたい。

（５）その他

これによりがたい場合は、国土交通省下水道事業課まで相談されたい。

７．PPP／PFI の導入に関する民間提案を求め、適切な提案を採用する要件

※別紙１：「民間提案を求め、適切な提案を採用する要件の流れ」を併せて参照されたい

（１）対象地方公共団体等

人口１０万人以上の地方公共団体等（流域下水道や一部事務組合の場合には、関係する市町村の合計人口が１０万人以上の場合とする）。

（２）対象事業

社会資本整備総合交付金等を活用して実施する下水道事業（ただし、詳細設計に着手済の事業や、災害・事故対応のために緊急的に実施する事業を除く）。

（３）PPP/PFI 提案窓口の設置

（１）の地方公共団体等が、（２）を実施する場合には、国庫補助要望を行う年度（以下「要望年度」という。）の４月１日までに、ホームページ等に、民間企業からの PPP/PFI の導入に関する提案窓口を設置すること（別紙２：「民間企業からの PPP/PFI の導入に関する

提案窓口の設置イメージ」参照)。

(4) 事業見通しの公表

(1) の地方公共団体等が、(2) を実施する場合には、要望年度の4月1日までに、対象事業の事業見通し(事業名や対象施設)を公表すること(例:令和6年度予算で基本検討・設計や詳細設計に関する国庫補助要望を行う事業については、令和5年4月1日時点での実施見通しの公表が必要)。

なお、事業見通しに相当する情報が、社会資本総合整備計画やその他の計画・戦略等(下水道事業計画、下水道ストックマネジメント計画(又はその簡略版)、経営戦略等)に掲載・公表されている場合には、これらをもって事業見通しを公表済みとすることができる。

地方公共団体等は、民間企業から対象事業に関する相談があった場合には、有益な提案を促すために可能な範囲で適切な情報提供を行うとともに、必要に応じ事前ヒアリング等を行うなど、民間企業との円滑なコミュニケーションに努めること。

(5) PPP/PFI スキーム及び民間提案

適用する PPP/PFI 方式は、交付金を活用する整備等を含むコンセッション、PFI、DBO、DB 等とする。また、民間提案については民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(以下「PFI 法」という。)第6条による民間提案に相当するものを基本とするが、提案書の記載項目については、提案する PPP/PFI 方式に応じ、地方公共団体等が提案を評価する際に必要な項目が網羅されていることを前提に、簡略化できるものとする。

(6) 民間提案を受けた場合の地方公共団体等における提案の採否の検討方法

(1) の地方公共団体等が、民間企業から、(2) に関する補助対象事業費の合計が10億円以上と見込まれる提案を、要望年度の6月30日までに受けた場合には、その旨速やかに国土交通省に報告するとともに、「PFI 事業民間提案推進マニュアル(R3.4 内閣府 PPP/PFI 推進室)¹」等を参照しつつ、民間提案の採否について検討し、結論を得ること。また検討結果については、提案した民間企業に遅滞なく通知すること。

(7) 国土交通省への報告

(6) で民間提案の採否を検討し、その結果、民間提案の全部又は一部を採用せずに事業を実施する場合には、民間企業からの提案書及び(6) の検討結果に関する報告書を、要望年度の9月30日までに別添様式4により国土交通省まで報告すること。国土交通省が地方公共団体等の報告内容を妥当と判断した場合のみ、当該事業を社会資本整備総合交付金等の交付対象とする。

なお、(6) のうち補助対象事業費の合計が30億円以上と見込まれる事業又は(6) の検

¹ https://www8.cao.go.jp/pfi/manual/pdf/manual_minkanteiansuishin.pdf

討結果の通知を受けた民間企業から内閣府に対し不服申し立てがあった事業については、国土交通省は内閣府に協議を要する点について留意されたい。その際、国土交通省又は内閣府から、追加の資料提出を求める場合がある。

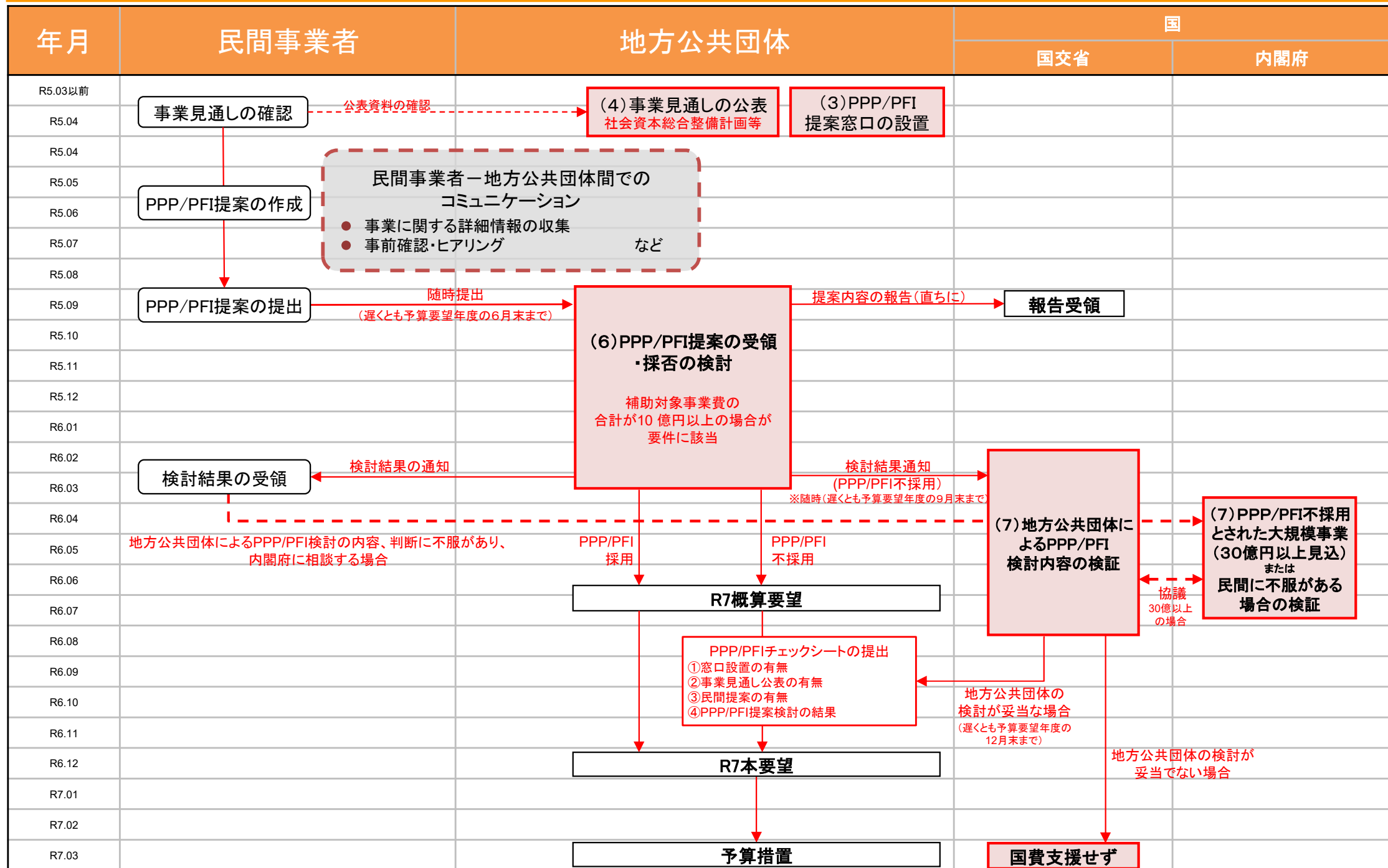
(8) その他

これによりがたい場合は、国土交通省下水道事業課まで相談されたい。

民間提案を求め、適切な提案を採用する要件の流れ(R7年度要求の事例)

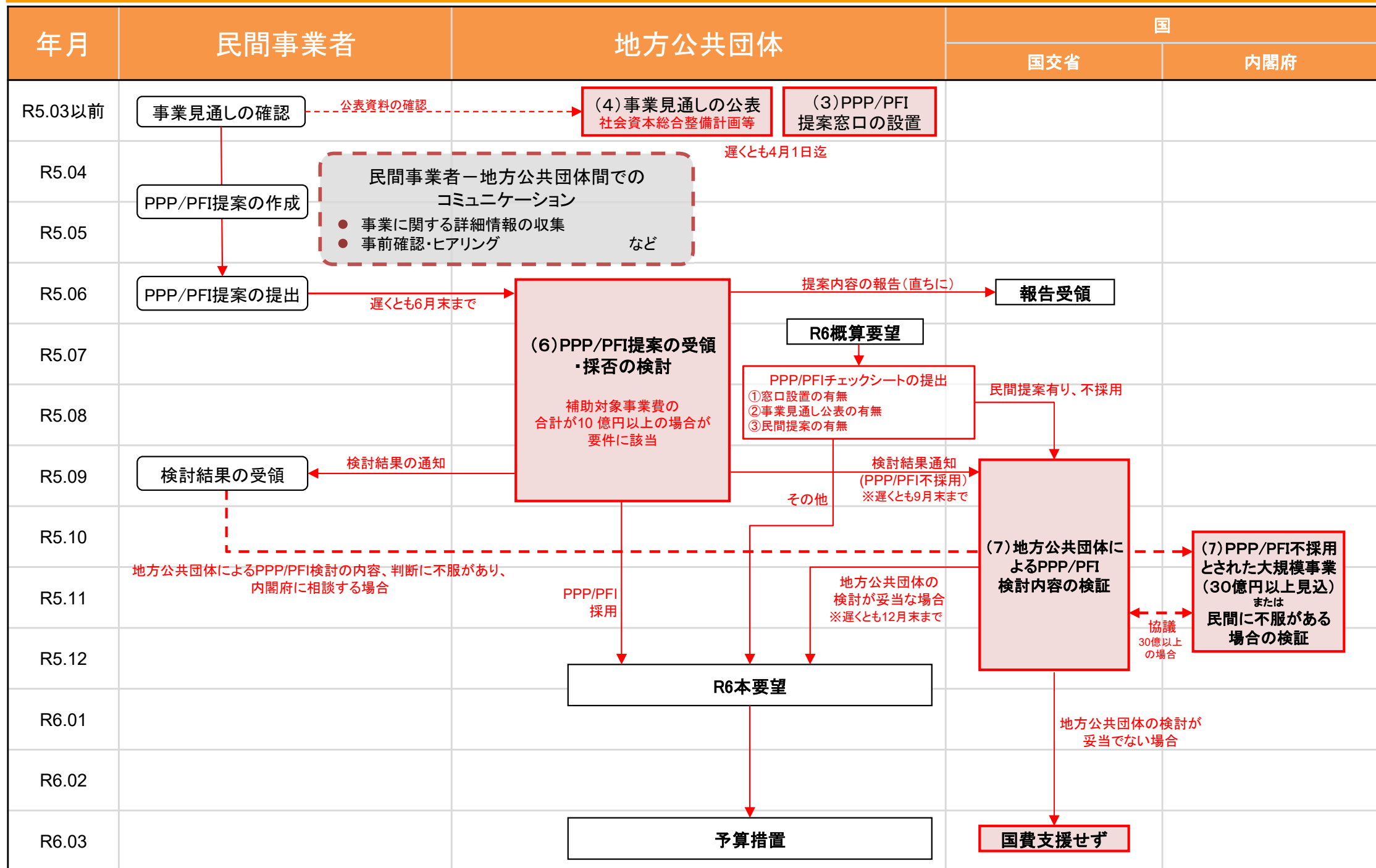
別紙 1

※通常の場合



民間提案を求め、適切な提案を採用する要件の流れ(R6年度要求の事例)

※最もスケジュールがタイトな場合



民間企業からの PPP/PFI の導入に関する提案窓口の設置イメージ

〇〇市下水道事業に関する PPP/PFI 提案窓口

以下のリンク先に掲載されている各種計画等に掲載された事業に関し、PPP/PFI 方式（コンセッション、PFI、DBO、DB 等）による事業のご提案がございましたら、以下担当までご連絡ください。

- 〇〇市社会資本総合整備計画
- 〇〇市公共下水道事業計画
- 〇〇市下水道ストックマネジメント計画
- 〇〇市下水道経営戦略
- その他

事業見通しに相当する情報が掲載されている計画・戦略等に関し、適宜リンクを掲載して下さい。

ご提案については PFI 法第 6 条による民間提案に相当するものを基本といたしますが、提案書に記載する項目については、提案する PPP/PFI 方式に応じ、簡略化することが可能です。提案のご検討にあたっては、以下 HP の参考資料をご確認いただくとともに、提案提出前に事前相談いただけるよう、お願いいたします。

- PPP/PFI 事業民間提案推進マニュアル(R3.4 内閣府 PPP/PFI 推進室)
- 国土交通省下水道部 HP（各種ガイドライン）

なお、提案書については、国庫補助申請にあたり、国土交通省や内閣府に情報提供する可能性がある旨、予めご了承下さい。

担当：〇〇市下水道局〇〇課

電 話：***-***-****

E-mail：*****@city.*****.lg.jp